

重点施策の検討

②…家庭系ごみ ③…事業系ごみ

	課題	施策検討の方向性	施策	取組む施策の例
基本方針1	②③ 資源物の分別が徹底できていない ②③ ごみ減量・リサイクルへの関心が低い ③ 産業廃棄物の分別が徹底できていない ③ 排出事業者の意識が低い	②③ 全市をあげてのごみ減量や分別に対する意識の醸成が必要 ②③ 目的、手段や効果等を共有・明確化した啓発や指導が必要 ②③ 対象（集合住宅、小規模排出事業者等）や排出の状況にあわせた啓発や指導が必要 ③ 産業廃棄物も含めた総合的な啓発や指導が必要	【重点施策1】ごみをつくらない意識の醸成 ②③③ ③ ごみ減量・リサイクルの目的や手段を明確にした啓発や情報発信を行い、市民・事業者が3R行動に取組む意義を理解し、その成果を実感でき、さらなる取組みの広がりにつなげることができるようにします。	②③③ ③ ごみや資源物の分別排出等を義務化 ②③③ ③ 分かりやすくきめ細かな啓発と情報発信 ②③③ ③ 適正に分別されずに排出されたごみの取残し ②③③ ③ 集合住宅管理会社による管理の義務化 ③③③ ③ 多量排出事業者減量計画書の提出を義務化
			【重点施策2】事業者の適正処理の徹底 ③③③ クリーンセンターにおける搬入物の検査体制を強化するとともに、不適正な排出や収集運搬に対して、厳格に事業者指導等を行うことで、事業系ごみの適正処理・分別排出を徹底します。	
基本方針2	○食品ロスの削減が世界的な課題となっている。 ②③③ ③ 生ごみのうち、食品ロスの排出量が多い	②③③ ③ 食品ロスについて、リデュース・リユースによる削減の余地がある ②③③ ③ 食品ロスの認知度向上が必要 ②③③ ③ 市民に食品を提供する事業者（飲食店、小売店）との連携による啓発が必要	【重点施策3】生ごみ・食品ロスの削減 ②③③ ③ 食品ロス削減に関して、地域や事業者と連携した啓発や取組みを進め、市民・事業者の意識醸成を図り、食品ロスを発生させない主体的な行動の実践につなげます。	②③③ ③ 出前講座や地域でのイベントを通じた周知啓発 ②③③ ③ フードドライブ、フードバンクの支援 ②③③ ③ 食品ロスダイアリーの活用 ③③③ ③ 3010運動の普及 ③③③ ③ 食品ロス削減協力店の認定
			【重点施策4】プラスチックごみの削減 ②③③ ③ プラスチックごみの削減に向けては、使い捨てプラスチック製品を使わないライフスタイルへの転換を促すなど、ごみとして発生させないリデュースを最優先に取り組めます。 ②③③ ③ 他の自治体や産業界等と連携した啓発を行うとともに、事業者の自主的な取組を促し、市全体でプラスチックの削減に取り組めます。 ②③③ ③ 容器包装プラスチックについては、減量効果、処理経費、温室効果ガス削減効果及び市民の分別に係る負担を踏まえて、燃やすごみとしての処理の継続を基本とし、ごみの排出状況や国が検討を行っているリサイクルシステムの動向等を踏まえた処理方法の検討を引き続き行います。	
基本方針3	②③③ ③ リサイクル可能な紙類の分別が徹底できていない ②③③ ③ 雑がみの分別が難しく、分別が進んでいない ②③③ ③ 古紙価格の下落等により、リサイクルに取組みにくくなっている	②③③ ③ 雑がみの分別に関するわかりやすい周知啓発が必要 ③③③ ③ 分別した紙類の排出先の確保が必要 ②③③ ③ 収集体制とコストを考慮した対策の検討が必要	【重点施策5】紙類のリサイクル ②③③ ③ 家庭系の紙類については、現行の行政回収と資源集団回収による回収を維持し、分別排出を促す取組みを進めます。特に、雑がみについて、一層の分別の呼びかけを行い、分別排出の徹底を促します。 ③③③ ③ 事業系の紙類については、クリーンセンターへのリサイクル可能な紙類の搬入を禁止するとともに、古紙業者との連携等によりリサイクルを促す取組みを実施します。	②③③ ③ 雑がみ分別方法の周知 ②③③ ③ 資源集団回収運動の活性化 ③③③ ③ 古紙業者の紹介 ③③③ ③ 古紙業者との連携によるリサイクルルートの整備（事業系古紙回収拠点など）
基本方針2・3・4	②③③ ③ ごみの減量・リサイクルの推進と最終処分量の削減	②③③ ③ ごみの減量化とともに、ごみ処理費用の負担についても検討が必要	【重点施策6】家庭系ごみの有料化 ②③③ ③ 市民に経済的負担を求める家庭系ごみの有料化は、ごみの排出抑制や分別排出にインセンティブが働くため、ごみの減量化等に向けて有効な手段です。また、排出量に応じた手数料を求めることで、ごみ処理費用負担の公平性の確保の面でも効果があります。 中間年度を経過した時点で、ごみ減量の進捗状況やごみ処理に要する費用等について評価を行い、家庭系ごみの有料化の導入を判断します。	②③③ ③ 家庭系ごみ有料化の導入の検討 ②③③ ③ 大型ごみ処理手数料の見直しの検討
			【重点施策7】クリーンセンター使用料の見直し ③③③ ③ 排出事業者によるごみ減量・リサイクルの取組みを促し、排出者の処理責任の原則に基づき、ごみ処理費用の応分の負担を求めるため、他都市の状況等を考慮しながら、クリーンセンター使用料の見直しを進めるとともに、事業系ごみ指定袋の導入についても検討を行います。	